この式において、$E_{E,s,t,i}$、m、n及びf_{prim}は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$E_{E,s,t,i}$　：時刻tにおける1時間当たりのエネルギー利用効率化設備iによる消費電力量の削減量（単位　1時間につきキロワット時）

m　：当該単位住戸におけるエネルギー利用効率化設備の数

n　：エネルギー利用効率化設備iの年間稼働時間（単位　時間）

f_{prim}　：別表第6に掲げる電気の量1キロワット時を熱量に換算する係数（単位　1キロワット時につきキロジュール）

(ロ)　$E_{E,s,t,i}$は、気象条件、設備の性能及び設置状況を勘案して算出するものとする。

ト　E_Mは、2－2の(1)のへに定める方法によるものとする。

(2)　共同住宅等全体の設計一次エネルギー消費量については、(1)により算出した各単位住戸の設計一次エネルギー消費量の合計に、共用部の設計一次エネルギー消費量を加算するものとする。共用部の設計一次エネルギー消費量は、第1の2－3に定める方法を用いるものとする。

第3　複合建築物に係る判断の基準

複合建築物の建築主等は、次の1及び2に適合する措置を講ずるものとする。

1　外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準

複合建築物の建築主等は、複合建築物全体又は複合建築物における一の住戸（以下第3において「単位住戸」という。）の住宅以外の用途に供する部分については第1の1に、住宅の用途に供する部分については第2の1に、それぞれ適合する措置を講ずるものとする。ただし、複合建築物における住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合においては、当該部分について第2の1に適合する措置を講ずるものとすることができるものとする。

2　一次エネルギー消費量に関する基準

2－1　複合建築物の建築主等は、当該複合建築物全体の設計一次エネルギー消費量（2－3の(1)に定める方法により算出した数値をいう。）が、当該複合建築物全体の基準一次エネルギー消費量（2－2の(1)に定める方法により算出した数値をいう。）を上回らないようにし、かつ、当該複合建築物における各単位住戸の設計一次エネルギー消費量（2－3の(2)に定める方法により算出した数値をいう。）が、当該複合建築物における各単位住戸の基準一次エネルギー消費量（2－2の(2)に定める方法により算出した数値をいう。）をそれぞれ上回らないようにするものとする。

2－2　基準一次エネルギー消費量の算定方法

複合建築物の基準一次エネルギー消費量は、複合建築物全体については(1)に定める方法、複合建築物における単位住戸については(2)に定める方法によるものとする。

(1)　複合建築物全体の基準一次エネルギー消費量は、イ及びロにより求められる値の合計値とする。

イ　住宅以外の用途に供する部分については、第1の2－2に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量

ロ　住宅の用途に供する部分については、当該複合建築物における単位住戸が一である場合には第2の2－2の(1)に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量とし、当該複合建築物における単位住戸が複数ある場合には第2の2－2の(2)に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量とする。

(2)　複合建築物における単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、第2の2－2の(1)に定める方法により算出したものとする。

2－3　設計一次エネルギー消費量の算定方法

複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、複合建築物全体については(1)に定める方法、複合建築物における単位住戸については(2)に定める方法によるものとする。

(1)　複合建築物全体の設計一次エネルギー消費量は、イ及びロにより求められる値の合計値とする。

イ　住宅以外の用途に供する部分については、第1の2－3に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量

ロ　住宅の用途に供する部分については、当該複合建築物における単位住戸が一である場合には第2の2－3の(1)に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量とし、当該複合建築物における単位住戸が複数ある場合には第2の2－3の(2)に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量とする。

(2)　複合建築物における単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、第2の2－3の(1)に定める方法により算出したものとする。

Ⅱ．特定建築物の所有者の判断の基準

特定建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあっては、管理者。以下同じ。）は、1－1から1－7までに掲げる事項を的確に講じるものとする。

1－1　建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止

次に掲げる事項に配慮し、建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るものとする。

(1)　熱の損失が増大しないよう採用した室の配置等の維持保全をすること。

(2)　外壁、屋根、床、窓等の開口部の清掃、補修等により、これらの断熱性の維持保全をすること。

(3)　窓からの日射の制御の状態の点検、緑化施設の保全等により、日射による熱負荷の低減措置の維持保全をすること。

1－2　空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

(1)　室等の空気調和負荷の特性等に配慮して採用した空気調和設備のシステムの維持保全をすること。

(2)　風道、配管等の点検、補修等により、エネルギーの損失が増大しないように採用した熱搬送設備の維持保全をすること。

(3)　熱源機器、ポンプ、空気調和機等の作動状況の点検等により、採用した空気調和設備の制御方法の維持保全をすること。

(4)　熱源システムの点検等により、採用した熱源システムのエネルギーの利用効率を維持すること。

1－3　空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用

次に掲げる事項に配慮し、空気調和設備以外の機械換気設備に係るエネルギーの効率的利用を図るものとする。

(1)　風道等の点検、補修等により、エネルギーの損失が増大しないよう採用した空気搬送設備の維持保全をすること。

(2)　送風機等の作動状況の点検等により、採用した機械換気設備の制御方法の維持保全をすること。

(3)　機器の点検、清掃等により、採用した機器の換気能力及びエネルギーの利用効率を維持すること。